

厚生年金基金に

加入されませんか



厚生年金基金は、事業主と従業員、双方にメリットがあり、職場への信頼と将来の安心をサポートいたします。

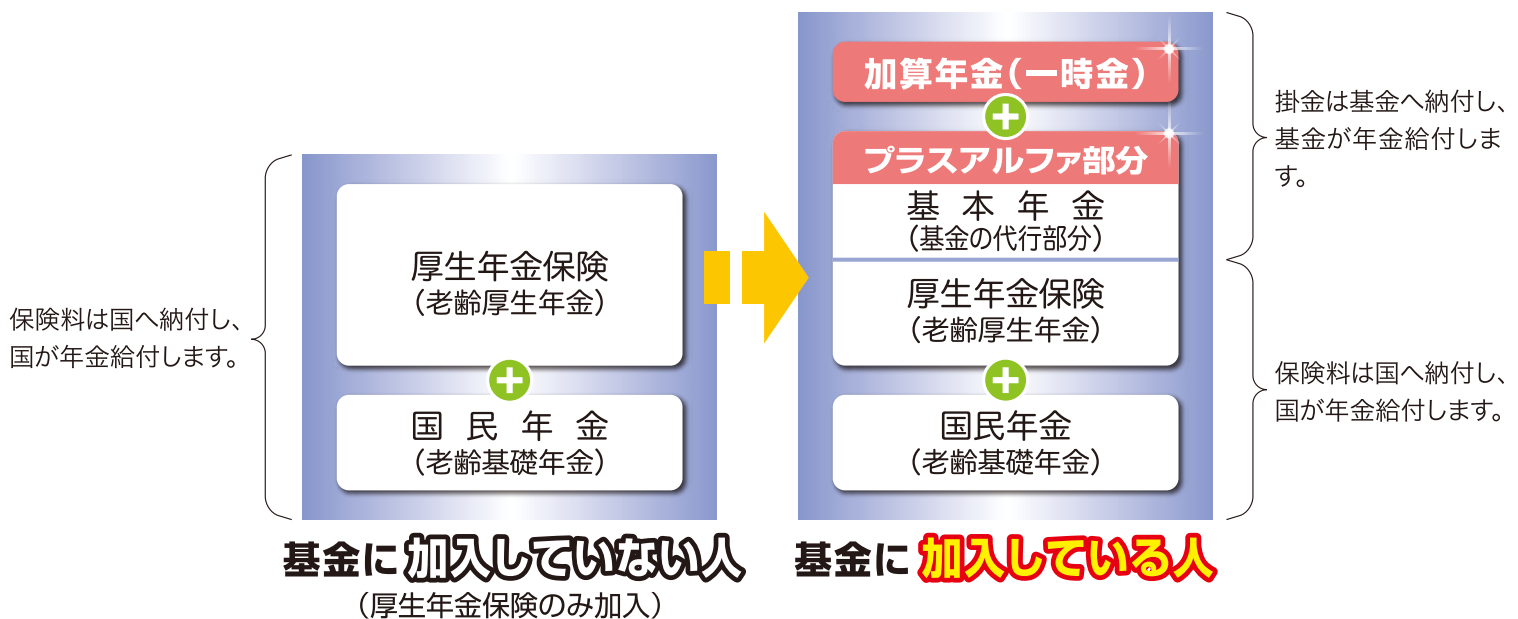
厚生年金基金には、国が行う年金給付の一部を国に代わって厚生年金基金が年金給付する代行制度が導入されています。そして、上乘せ給付に必要な掛金は、全額事業主負担となっています。

事業主のメリット

- ①社会的信用が高まり、求人对策・雇用安定に役立ちます。
- ②掛金は全額必要経費（損金）に算入されます。
退職金支払いのための計画的な準備ができます。「退職金の保全措置」が免除されます。
- ③厚生年金保険の被保険者が対象なので事業主・役員も含めた加入ができます。

加入員のメリット

- ①掛金は増えずに、国の年金より厚い給付が生涯受けられます。
- ②加入期間が1か月以上あれば将来年金が受けられます。（国は原則25年以上必要です。）
- ③国の厚生年金保険では、60歳になってどこかに勤めていると給付が制限される場合があります。しかし、基金の年金では、基金加入事業所を退職していればどこかに勤めていても60歳から100%の年金が支給されます。
- ④国の厚生年金保険では、70歳以上で高額所得がある人は、60歳台と同じく年金の一部または全額が支給停止されますが、基金では70歳以上になると、年金は全額支給されます。
- ⑤基金の福祉事業の利用で、加入員が結婚したときや死亡したときは祝金や弔慰金が給付されます。



厚生年金基金についてのお問合せは

〒630-8115

奈良市大宮町4丁目255 まつもりビル2-402

奈良県病院厚生年金基金

TEL 0742-35-6777